

将来の三次市の医療を支え、地域医療に情熱のある医学生を支援します！

三次市医師育成奨学金貸付制度のご案内

◆対象◆

三次市の出身者※で、医師免許取得後、三次市内の医療機関等に医師として勤務したいと考えている令和5年4月に大学医学部医学科に入学された方。

※三次市出身者：「父母等ご家族が、令和4年1月1日時点で三次市内に在住しており、在住期間5年以上」の方

◆募集人数◆

1名程度

◆貸付額◆

入学支度金 100万円（入学年度のみ）

奨学金 月額20万円×6年間 合計1,540万円

※奨学金貸与には、貸与した日の翌日から貸与期間が終了する月の末日までの日数に応じて、民法で規定する法定利率（R5.4月時点：年3%）の利息が付きます。

◆貸付期間◆

6年間（正規の修業年限を超えることはできません。）

◆返還免除◆

貸付終了後、12年間は奨学金の返還が猶予されます。その間に、三次市内の医療機関の常勤医師として9年間勤務し診療に従事した場合、貸付けた入学支度金及び奨学金（利息を含む）の全額の返還を免除します。

ただし、在学中も含め、返還免除の要件を満たすことができなくなったと判断される時点で、入学支度金及び奨学金（利息を含む）の全額を一括返還していただきます。

◆募集期間◆

令和5（2023）年6月9日（金）～令和5（2023）年6月30日（金）【必着】

◆応募方法◆

①三次市医師育成奨学金貸付申請書 ②在学証明書 ③その他必要な書類を、三次市役所健康推進課まで、郵送又は持参により提出してください。（持参の場合の受付時間は8：30～17：15となります。）

提出様式は、「三次市ホームページ」（<https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp>）からダウンロードできます。

◆留意事項◆

・「書類」及び「面接」の審査を行い、貸付者を決定します。

面接は、別途、通知する日に、三次市役所で行います。

・奨学金の貸付けを受けるには、保証人2名が必要です。

・この奨学金の返還免除要件の履行を妨げる貸付条件を課している他の奨学金等との併用はできません。

・将来、選択する診療科（内科・外科・小児科等）の制限はありませんが、診療科によっては三次市内での勤務ができない場合があります。

◆問合せ・申込先◆

三次市 健康推進課 健康企画係

〒728-8501 三次市十日市中二丁目8-1

電話：0824-62-6232

FAX：0824-62-6382

mail：kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp